

令和元年度

会派 議員派遣報告書

会 派 名	是々非々の会
議 員 名	安藤志保
議員派遣先名	研修「転換期の社会教育・生涯学習行政 ～社会教育関連法の大改正は何をもたらすか?～」

派遣費用

科 目	支出額	摘 要
研修会費	22,500円	22,500円×1人分
旅 費	38,560円	38,560円×1人分
合 計		61,060円

1 三原市での課題と派遣の目的（本市の現状と課題を明確に）

本市において、次年度7月に駅前中央図書館がオープン予定である。

- 図書館整備の目的として、中心市街地活性化という市長部局の政策が大きく影響しており、社会教育関連法改正により、教育委員会所管の社会教育施設の運営がどのように変わる可能性があるか、配慮すべきことは何か、調査研究の必要がある。
- 図書館が中心市街地活性化に寄与するために、これまでの役割に捉われず、社会教育施設に新たに求められる役割・ニーズに応える必要があり、先進事例の調査研究の必要がある。

2 実施概要 （1カ所目）

実 施 日 時	派遣先	研修「転換期の社会教育・生涯学習行政 ～社会教育関連法の大改正は何をもたらすか?～」(開催場所：剛堂会館：東京都千代田区)
R2年2月5日 10:00～16:50	担当部局	研修主催者：地域科学研究会

<p>報告内容・所感</p>	<p>① 社会教育関連法改正により、図書館運営にどのような影響があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会が所管する公立の図書館等の教育機関が、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取り組みの推進のために、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することが可能となった。</li> <li>・首長部局による事務委任や補助執行を行ってきたものが、一つの部局で執行可能となる。</li> <li>・中教審答申や、国会質疑において、社会教育に関する事務については教育委員会が所管することを基本とすべきこと、首長部局が所管する場合も教育委員会の関与が必要であることが述べられている。</li> </ul> <p>② 図書館を通じたまちづくりの可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市同様に、中心市街地活性化という政策的要請を受けて平成27年7月にオープンした岐阜市立図書館(みんなの森ぎふメディアコスモス)館長より、「図書館は屋根の付いた公園である」と題した講義で、来館人数だけでは測れない関係性を高める取り組みについて、多くの事例を紹介いただいた。</li> <li>・市内小学校へのアウトリーチ</li> <li>・みんなのライブラリー(市民が創る本棚)</li> <li>・まちライブラリアン養成講座</li> <li>・ぎふライブラリークラブ</li> <li>・みんなの図書館 おとなの夜学</li> <li>・シビックプライドライブラリー</li> <li>・子ども司書制度</li> <li>・子どもラジオ 小さな司書のラジオ局</li> <li>・中高生と司書をつなぐYA掲示板</li> <li>・共読ワークショップ</li> <li>・みんなのたからものMAP</li> <li>・まちなかの小さな図書館 ぎふまちライブラリー</li> <li>・図書館へのビジネス相談</li> </ul>
----------------	--

<p>市政に活かせること（まとめ）</p>	<p>① 社会教育関連法改正により、図書館運営にどのような影響があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いちばんの論点は、首長部局が主導することにより政治的中立性が脅かされるのではないかということであった。図書館を市長部局の所管とする可能性があるかどうか、現時点で本市の意向はわからないが、予算や人事を通じたコントロールも可能であり、教育機関における政治的中立性について、注視していきたい。</li> <li>・ 社会教育施設を首長部局で所管することを可能とする法改正は、地方分権改革として地方から要望があったものであるが、本市においては、平成31年度より指定管理制度に移行しており、社会教育をまちづくりの重要な位置づけとして一体的に取り組もうとする流れとは逆行しているのではないかと。図書館と市役所各部局との連携が進むよう提案していきたい。</li> </ul> <p>② 図書館を通じたまちづくりの可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜市立図書館（みんなの森ぎふメディアコスモス）は、40歳以下利用者が29.7%から47.7%へアップという新たな利用者層の掘り起こし、旧館との比較で来館者8倍アップに成功している。その根底にあるのは、「本・情報を通じた豊かなコミュニケーション」である。職員数・司書数など規模の違いはあるものの、「市民と創る、市民が創る空間」という考えに基づき、市民の主体性を育み、コミュニケーションが生まれていく取り組みは、本市でもぜひ参考にさせていただきたく提案していきたい。「本がひととまちをつなぎ、まちの中に見えない道が生まれる」ことが、本市でも実現できることを願うものである。</li> </ul>
-----------------------	---

※ 施設先の写真・資料等を必ず添付すること。

時	講 義 内 容
10:00 } 10:40	<p>1.〔新制度解説〕社会教育関連法の改正（令和元年6月）について</p> <p>1. 中教審答申（平成30年12月）の骨子 2. 地方からの地方分権改革提案 3. 社会教育関連法改正の趣旨と主要条文解説</p> <p>文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課課長補佐 西田 将史 氏</p>
10:40 } 11:45	<p>2.〔基調報告〕社会教育関連法制の改正と地域づくりの動向 ～コンパクトシティ化と施設の多機能化・集約化～</p> <p>1. 社会教育関連法制改正の背景と論点 2. 社会教育における「政治的中立性」とは？ 3. 公共施設再編による地域づくりの変容 4. 官民ないし公民連携における首長のリーダーシップ</p> <p>慶應義塾大学名誉教授 元中央教育審議会生涯学習分科会委員 糸賀 雅児 氏</p> <p>&lt;11:30～11:45 質疑応答&gt;</p>
12:45 } 13:35	<p>3.〔基調講演〕地域づくりにおける社会教育行政の役割 ～中教審生涯学習分科会メンバーとしての気づきから～</p> <p>1. 中教審生涯学習分科会および所管の在り方WGの議論の概要 2. 社会教育関連法制改正の意義とその評価 3. 市長として考える地域の人材育成 4. 地域におけるこれからの生涯学習と社会教育の在り方</p> <p>佐賀県多久市長 中央教育審議会生涯学習分科会委員 横尾 俊彦 氏</p>
4.〔実践報告〕地域の拠点づくりの計画と実践	
13:45 } 14:25	<p>①〔神奈川県・藤沢市〕藤沢市における地域の知の拠点づくり ～4市民図書館・11市民図書室によるきめ細かい図書館サービスを目指して～</p> <p>1. 藤沢市の概況 2. 藤沢市図書館の概要及び運営方針等 3. 藤沢市図書館のあゆみ 4. 藤沢市図書館運営における外部資源の活用について 5. 南市民図書館の商業施設への暫定移設について 6. これからの藤沢市図書館について</p> <p>藤沢市総合市民図書館長 市川 雅之 氏</p>
14:25 } 15:05	<p>②〔岐阜県・岐阜市〕図書館は屋根のついた公園である ～本を通して人とまちをつなぐ。実践と今後の展望～</p> <p>1. 岐阜市の概況～メディアコスモス、滞在型図書館への政策的要請～ 2. 「子どもの声は未来の声」を旗印に～理念に基づく事業フレーム～ 3. 市民と創る、市民が創る創造的な空間として 4. 子どもたちを育む空間（サードプレイス）として 5. 本がひととまちをつないでいく～今とこれから～</p> <p>岐阜市立図書館長 吉成 信夫 氏</p>
15:20 } 16:50	<p>5.〔パネル討論・質疑応答〕転換期の社会教育・生涯学習行政 —地域づくり計画とそれを支える人材育成のあり方—</p> <p>[パネラー] 横尾 俊彦 氏(多久市長) 市川 雅之 氏(藤沢市総合市民図書館長) 吉成 信夫 氏(岐阜市立図書館長)</p> <p>[司 会] 糸賀 雅児 氏(慶應義塾大学名誉教授)</p>